

多久市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

多久市長 香 月 正 則

多久市規則第 2 0 号

多久市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を  
改正する規則

多久市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成元年多久市規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項中「（その者の経験年数のうち 5 年を超える経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって市長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、1 8 月）」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。